

議第371号

京都市小児慢性特定疾病審査会条例の制定について

京都市小児慢性特定疾病審査会条例を次のように制定する。

平成26年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定めるもののほか、同法第19条の4第1項の規定により設置する京都市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員15人以内をもって組織する。

(招集及び議事)

第3条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市小児慢性特定疾患対策審査会の項を削る。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による改正前の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例別表1に規定する京都市小児慢性特定疾患対策審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした審議その他の手続は、審査会がした審査その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

4 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、施行日に審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

提案理由

京都市小児慢性特定疾病審査会に関し必要な事項を定める等の必要があるので提案する。